

半田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第十五号

半田市財務規則の一部を改正する規則

半田市財務規則（昭和四十六年半田市規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一号中「百三十万円」を「二百万円」に改め、同条第二号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第三号中「四十万円」を「八十万円」に改め、同条第四号「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「五十万円」を「百万円」に改める。

第七十六条第一項第一号中「百三十万円」を「二百万円」に、「百万円」を「百五十万円」に改める。

第九十三条第五項第一号中「百三十万円」を「二百万円」に改め、同項第二号中「百万円」を「百五十万円」に改め、同条第七項中「百三十万円」を「二百万円」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。